

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案及び「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案
に対する JIPA 意見

2026 年 7 月 23 日
一般社団法人日本知的財産協会
理事長 小林利彦

1. 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」改正案について

【意見 1】

第 4 委託事業者の禁止行為

7 不当な経済上の利益の提供要請

●改正案(5)後段に

「例えば、中小受託事業者が知的財産権等を有する情報成果物を二次利用に供する等、委託事業者が中小受託事業者に対し、給付の内容とは異なる範囲の当該知的財産権等の提供をさせるにもかかわらず、当該提供に係る対価の支払を一切行わず、当該提供を無償でさせる場合はこれに該当する。」

との記載がある。

二次利用の定義は法令上明記されていないが、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」や「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための 優越的地位の濫用等に関する指針」を参照すると、「当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること」を指すと考えられる。ここで、無償での二次利用として問題となるのは、あくまで中小受託事業者との間で、「給付の内容」や別の契約等で合意した範囲を超えた利用に関して対価を支払うことなく無償提供させることと考えられるため、その旨を明らかにしていただきたい。特に、二次利用という文言は法令上の定義がないことから、業界や文脈によっては、(1)単にサブライセンスをすること指す場合や、(2)著作権法の二次的著作物を指す場合に用いられることもあり、今回の改正案においても二次利用の解釈に関して誤解の生じない表現としていただきたい。

また、改正案では「中小受託事業者が知的財産権等を有する情報成果物を二次利用に供する等」と記載されているが、誰が二次利用を行うことを想定しているのかが一見読み取りづらく感じる。本規定は、委託事業者が当初合意した利用範囲を超えて情報成果物を利用するために、給付の内容とは異なる範囲の知的財産権等の提供を受ける場合を想定したものと理解されるため、その趣旨がより明確となるよう表現を明確化していただきたい。

さらに、情報成果物の二次利用に関し、中小受託事業者との間の合意については当該情報成果物の利用目的及び利用範囲が両者において特定可能な範囲で明示されていれば足り、必ずしも契約書において情報成果物の利用媒体や利用先を全て書ききる必要はないこと、また、当該二次利用に係る対価も含めて条件交渉を行い、給付の内容を定めていれば無償での二次利用には該当し

ないことを明記いただきたい。合意のない不当な二次利用を防止する改定案の趣旨には賛同するが、デジタルマーケティングの実務においては、一つの成果物を Web、SNS、アプリケーション、パンフレット、グループ会社間で多角的に展開（マルチチャネル利用）することも一般的であり、その旨を中小受託事業者にご理解いただいた上で契約を締結することが通常行われている。ここで、問題となる二次利用の境界線が曖昧なままであると、企業が通常の業務で行う正当な情報発信までが結果として不当な経済上の利益の提供要請と判断されるリスクが生じ、運用の硬直化や結果的に発注の手控え（著作権を権利者に留保した上で二次利用する形態ではなく、そもそも著作権を譲渡してくれる権利者にしか依頼をしない等）を招く恐れがあり、委託者・受託者双方にとって好ましくないと考える。

【意見 2】

第 4 委託事業者の禁止行為

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

●改定案では、(2)「…こうした給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、委託事業者がその費用や中小受託事業者に生じた損失（以下「費用・損失」という。）を負担しないことは「中小受託事業者の利益を不当に害」することとなるものである。」と記載されている。

ここで、中小受託事業者に生じた「損失」について、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しとの相当因果関係のある範囲に限定されることを明確化いただきたい。損失の範囲について委託者・受託者双方の予見可能性を高めることは取引上の適切なリスク分担に資するためである。

2. 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改定案について

【意見 3】

第 1 部 定義（本法第 2 条）

「1 特定受託事業者（本法第 2 条第 1 項）」、

「3 業務委託事業者（本法第 2 条第 5 項）」及び、

「4 特定業務委託事業者（本法第 2 条第 6 項）」

●海外法人等が上記に該当するか否かの判断基準（日本国内における業務委託との関係、事業活動との関連性等）を明確化いただきたい。

今回の改定案において、対象が「知的財産権」から「知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）」に拡大したことにより、国際取引についても本法の適用関係が問題となる場面が増えることが想定されるところ、本法の適用対象となる海外法人等の適用範囲及びその判断基準を明確化することは、委託者・受託者双方の予見可能性を高め、国際取引の円滑化を通じて、本法の目的である国民経済の健全な発展に資すると考えるためである。

なお、今回の改定案に限らず独占禁止法及び各指針は、同法等が規律する市場において海外法人を含む法人等に適用されることについても周知いただくことで、市場の適正化の促進を図ることが出来ると考える。

【意見 4】

第 2 部 特定受託事業者に係る取引の適正化

第 1 業務委託事業者に求められる事項（本法第 3 条及び第 6 条第 3 項）

1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（本法第 3 条）

(3) 明示すべき事項（本法第 3 条第 1 項及び本法規則第 1 条第 1 項から第 3 項まで）

「ウ 特定受託事業者の給付の内容（本法規則第 1 条第 1 項第 3 号）」及び

「キ 報酬の額及び支払期日（本法規則第 1 条第 1 項第 7 号及び同上第 3 項）

（イ）知的財産権等の譲渡・許諾等がある場合」

●改正案の上記「ウ」では、

「また、委託に係る業務の遂行過程を通じて、給付に関し、特定受託事業者の知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）が発生する場合において、業務委託事業者は、目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権等を自らに譲渡・許諾等させることを「給付の内容」とすることがある。この場合は、業務委託事業者は、3 条通知の「給付の内容」の一部として、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確に記載する必要がある。」と記載されている一方、それに続けて

「知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないときであっても、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確にすることが望ましい。」

と記載されている。

ここで、前者では「知的財産権等を自らに譲渡・許諾等」を求める場合は、「給付の内容」の一部として、「当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確に記載する必要がある」旨が記載されているにもかかわらず、後者では「知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないときであっても、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確にすることが望ましい」と記載されており、前者では「当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲」を「給付の内容」に記載することが必須のように読めるのに対し、何故後者の記載が必要なのかが読み取りづらい。おそらく、委託契約書のみで契約するケースや、別に知的財産権等の取扱契約書を締結するケース等が存在することを想定していると思われるが、改正案では、どのような契約形態や取引形態を想定しての両者の記載（場合分け）となっているかが読み取りづらいため、それを明確化いただきたい。

●改正案の上記「キ（イ）」では、

前段に「業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権等が発生する場合において、業務委託事業者が目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、当該知的財産権等を自らに譲渡・許諾等させることを含めて業務委託を行う場合には、当該知的財産権等の譲渡・許諾等に係る対価を報酬に加える必要がある。」、

後段に「知的財産権等を自らに譲渡・許諾等させることを「給付の内容」に含めずに業務委託を行う場合であっても、当該知的財産権等の譲渡・許諾等をさせる場合には、その対価を明確にすることが望ましい。」と記載されている。

これらの記載は、それぞれ上記した「ウ」の前者と後者の記載に対応した「報酬」に関する記

載と思われるが、上記「ウ」に記載した意見と併せて、どのような契約形態や取引形態を想定しての両者の記載（場合分け）となっているかを明確化いただきたい。

●また改正案の上記「ウ」の後者の文章には「当該知的財産権等の譲渡・許諾等をさせる場合」という文言が入っていないのに対し、改正案の上記「キ（イ）」では「当該知的財産権等の譲渡・許諾等をさせる場合」という文言が入っているが、この文言がない上記「ウ」と、この文言がある上記「キ（イ）」の両者を区別する趣旨及び適用場面の違いも明確化いただきたい。

【意見 5】

第 2 部 特定受託事業者に係る取引の適正化

第 2 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第 4 条及び第 5 条）

2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第 5 条）

(2) 特定業務委託事業者の禁止行為

カ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（本法第 5 条第 2 項第 1 号）

「(ウ) 知的財産権等の譲渡・許諾等が発生する場合」

●改正案の上記「(ウ)」の後段では、

「また、例えば、特定業務委託事業者が、特定受託事業者が知的財産権等を有する情報成果物について、収益を特定受託事業者に配分しない、収益の配分割合を一方的に定める、特定受託事業者による二次利用を制限するなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。」

と記載されているが、この記載が上記「(ウ)」前段の「…特定業務委託事業者が当該知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないにもかかわらず、…」を前提とするものか、この前段の記載とは独立して特定受託事業者の利益を不当に害する場合を例示しているものかを明確化いただきたい。

なお、後段の記載が、前段の「…特定業務委託事業者が当該知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないにもかかわらず、…」を前提とするものではない場合は、少なくとも特定受託事業者の利益を不当に害する行為に該当する「特定受託事業者による二次利用を制限する」の部分で「特定業務委託事業者が当該知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないにもかかわらず、特定受託事業者による二次利用を一律に制限する」に修正する等、取引実情に沿った形での文面の修正及び具体例の追加を希望する。今回、対象が「知的財産権等」に拡大したことにより、特定受託事業者による二次利用対象も同様に拡大することが想定されるところ、当該知的財産権等の譲渡・許諾等が「給付の内容」に含まれる場合、特定受託事業者による二次利用の範囲に制限を課すことは、取引慣習上、合理性を有する場合もあり、また、知的財産権等となる対象がバックグラウンド IP 又はフォアグラウンド IP かによってその取扱いが異なるものと考えられるためである。

【意見 6】

第 2 部 特定受託事業者に係る取引の適正化

第 2 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第 4 条及び第 5 条）

2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条）

(2) 特定業務委託事業者の禁止行為

キ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（本法第5条第2項第2号）

「(ウ) 特定受託事業者の利益を不当に害する」

●改正案の上記「(ウ)」では、「給付内容の変更ややり直しによって、特定受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、又は特定受託事業者にとって当初委託された内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、特定業務委託事業者がその費用や特定受託事業者に生じた損失（以下「費用・損失」という。）を負担しないことは、特定受託事業者の利益を不当に害することとなるものである。・・・」

と記載されている。

ここで、特定受託事業者に生じた「損失」については、不当な給付内容の変更又は不当なやり直しとの相当因果関係のある範囲に限定されることを明確化いただきたい。損失の範囲について委託者・受託者双方の予見可能性を高めることは取引上の適切なリスク分担に資するためである。

3. 今回の改正案全般について

【意見7】

●今回の改正案は、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」を踏まえたものと理解している。優越的地位の濫用等は、単なるフリーランス保護、中小企業保護ではなく、優越的地位にある者が取引相手に著しい不利益を与えることを規制するもので、その該当性は、取引内容や当事者の関係等を考慮して案件ごとに判断されるものと考えられる。

したがって、本運用基準及び本考え方の周知に当たっては、契約上の条件のみを評価するのではなく、当事者の技術的寄与、対価の内容、契約締結に至る交渉経緯及び契約目的等を総合的に勘案して個別具体的に判断されることを併せて周知いただきたい。

中小企業を含む企業各社が制度趣旨への理解を深めることが、知的財産権等を巡る適正な契約交渉及び紛争の未然防止に資するものと考えするため、弊協会においても本運用基準及び本考え方に関する周知啓発に継続的に協力・貢献をしていく所存である。

以上